第明三治二十五種郵便物認可

**平成２２年（フ）第１０９６号**
埼玉県桶川市末広３丁目13番２号
破産者　寺内　好子
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１２３号**
埼玉県新座市池田４丁目３番14号
破産者　加園　徹也
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１２５号**
埼玉県川口市栄町１丁目11番３号　メゾンプチティール306号
破産者　中嶋あつ子
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１０６１号**
横浜市旭区今宿１丁目14番５号
破産者　根本　貞次
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１０６２号**
横浜市旭区今宿１丁目14番５号
破産者　根本　英樹
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１０６３号**
横浜市旭区今宿１丁目14番５号
破産者　根本　誠一
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２２５４号**
神奈川県鎌倉市大町２丁目15番５号　テラス大町102号
破産者　河野　史子（旧姓滝澤）
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１０８号**
富山市吉作491番地１　エルメス108号
破産者　辻内　修次
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第１０３３号**
静岡市葵区大岩３丁目21番３号　サンライズ大岩102号、旧住所静岡市葵区与一１丁目９番25号
破産者　堀住　兼彦
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２３１号**
静岡市葵区鷹匠２丁目17番８―306号、旧住所静岡市駿河区中田２丁目３番28―501号
破産者　谷中　　優
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第６３号**
三重県名張市百合が丘西３番町１番地、前住所三重県名張市赤目町檀445番地
破産者　吉田　佐嗣
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

**平成２２年（フ）第６６号**
三重県伊賀市平野城北町139番地の２
破産者　潮﨑　賢一
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

**平成２１年（フ）第３８１号**
大阪市福島区吉野５丁目14番３号ロベリアⅡ番館503号、住民票上の住所大阪市福島区野田２丁目６番17号フラット野田Ⅱ701号
破産者　藤田　陽彦
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３９１号**
大阪府吹田市千里山竹園２丁目10番１―805号、開始決定時の住所大阪府吹田市春日４丁目７番１―302号
破産者　廣田　哲雄
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１０８６号**
山口県宇部市海南町９番１―101号　栄ハイツＡ棟、前住所大阪府東大阪市日下町４―１―64
破産者　安川勇吉こと　安　　勇吉
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３０４５号**
大阪市平野区長吉長原東３丁目２番61―705号
破産者　坪島　直哉
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４０９６号**
大阪府高槻市京口町７番地17　仲田マンション201号室、開始決定時の住所大阪府高槻市竹の内町11番13号
破産者　タジマ産業こと　但馬　康男
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４５６３号**
兵庫県宝塚市雲雀丘２丁目４番36―503号
破産者　峯水千津留
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５４４２号**
大阪市浪速区敷津西１―１―７　フクエビルＢ―２号室、住民票上の住所大阪市北区中津４丁目５番19号
破産者　近藤　碩孝
1　決定年月日　平成22年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部